

下野市石橋第2配水区内の 水道水の値と今後の対応について

令和7年1月29日 臨時記者会見

東の飛鳥
下野市

Higashi no Asuka

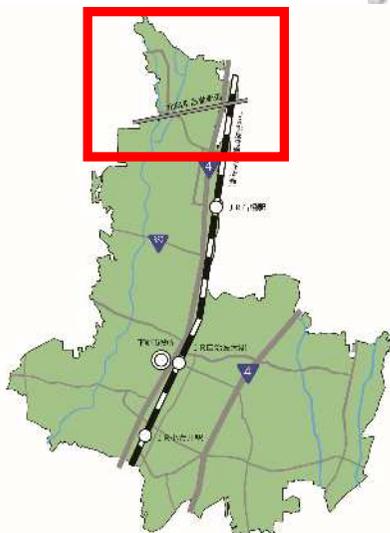
1. 市上水道でPFOS・PFOAを検出 (48ng/l)

下野市では、水質検査計画に基づき水道水の水質検査を定期的を実施しています。

今年1月実施した検査において、石橋第2配水区の浄水（若林公園内の給水栓）から、PFOSとPFOAの合計値が、国の定める指針値（暫定）に近い濃度の48ng/lで検出されました。

■ 石橋第2配水区域の概要

項目	数値
区域内面積	約4.5km ²
区域内人口	約3,600人
区域内世帯数	約2,000世帯
区域内事業所数	109事業所



2.PFOS・PFOAとは

- 有機フッ素化合物（PFAS）の一種で2000年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されていました。
 - 例 PFOS：メッキ処理剤、泡消火薬剤 など
 - PFOA：撥水材、界面活性剤 など
- 2009年以降、環境中での残留性・健康影響の懸念から国際的に規制、日本でも製造・輸入等禁止になりました。
- 分解されにくいため、今も環境中に残ります。

環境省ホームページより (<https://www.env.go.jp/content/000241758.pdf>)

3.PFOS・PFOA目標値について

- 2020年、環境省では飲み水からの摂取を防ぐため、水道水等に含まれるPFOS・PFOAの暫定目標値を設定しました。

目標値：50ng/L

⇒毎日2リットルを一生飲み続けても健康への悪影響がないと
考えられるレベル

環境省ホームページより (<https://www.env.go.jp/content/000241758.pdf>)

- しかしながら、PFOS及びPFOAは、慢性的に摂取した際の毒性評価をもとに目標値が設定されていることから、継続的に摂取する水は目標値を下回ることが望ましいとされています。
- 本市でも目標値を超えないよう監視を続けておりましたが、令和7年1月20日、石橋第2配水区内の浄水から48ng/LのPFOS・PFOAが検出されました。

4. これまでの水質検査結果

採水日	項目	石橋第2配水場系			
		若林公園	第11号水源	第12号水源	第13号水源
令和5年1月10日	浄水	5 ng/ℓ 未満			
令和6年1月18日	浄水	35 ng/ℓ			
令和6年8月20日	原水		6 ng/ℓ	6 ng/ℓ	12 ng/ℓ
令和7年1月6日	浄水	48 ng/ℓ			

※令和7年1月6日浄水の48 ng/ℓは、1月20日の確定値

5. 今回の検査結果を受けての対応

年月日	項目
令和7年1月20日 採水	<p>◎ 1月6日採水分の検査結果を受け、継続監視と原因の特定を目的として、浄水2か所と3つの水源の原水を採取し水質検査を実施</p> <p>原 水：石橋11.12.13号水源の3か所</p> <p>浄 水：若林公園（継続）、上古山農村公園（新規）</p> <p>→検査結果は2月3日以降</p>
令和7年1月22日	<p>前年9月の原水調査において最も高い値を示した13号水源に問題があると推定し、13号水源の10%取水削減</p> <p>23.8m³/h → 21.6m³/h</p>
令和7年1月23日	<p>石橋第2配水場水質改善対策実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同配水場の配水池3基の清掃に着手 ・沈殿物の成分分析を実施
令和7年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・下野市地下水汚染対策会議設置
令和7年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・石橋第2配水場の配水池3基清掃完了 <p>◎清掃後の配水池内の水質検査実施</p> <p>第2回市地下水汚染対策会議開催</p>

6. 下野市地下水汚染対策会議とは

1. 目的

市民の健康の保護及び公衆衛生の危険防止を図り、適切で総合的な地下水汚染対策を推進

2. 組織

①対策会議

本部長：副市長 副本部長：都市建設部長 委員：部長級8名

②対策班

広報班、水源対策班、給水班、健康指導班、渉外班

3. 「地下水汚染」の定義

①市内の浄水場の原水の濁り等で送水を停止する場合

②大規模断水

③地下水汚染等で市民の健康に重大な被害が発生する恐れがある場合

→今回は、③に該当するため会議を開催

7. 水質検査結果への今後の対応

■ 石橋第2配水区は、水源となる井戸が3か所しかなく、井戸からの取水能力と必要配水量の間に大きな余裕がないことから、仮に1つの井戸が原因であることが判明しても、直ちに当該井戸の使用を停止することが難しい状況です。

■ 短期的対策（①②は既に着手済み、③④は準備中）

- ① 浄水での観測値を注視しつつ原因井戸の絞り運転を実施
- ② 隣接する石橋第1配水区から、接続している既存管路を利用して補給
ただし、下流からの送水となることから、供給可能エリアは限定される
- ③ 市民の皆様に節水のご協力をお願い
- ④ 浄水器設置に対する補助金制度の創設

■ 年内を目途とする対策

- ① 配水場への簡易浄化施設の設置（可能性を検討中）

■ 1～2年内を目途とする対策

- ① 新たな水源としての井戸増設
- ② 配水場への浄化施設の設置

■ 継続監視体制

当面の間。以下の頻度で水質検査を実施

- 毎週月曜日に浄水を採水し検査
- 毎月第一月曜日に源水(井戸)を採取し検査

観測結果を基に、専門家に意見を聴き対策の完了時期を判断する
水質が安定したことを確認できた段階で、監視体制の見直しを行う

8. 市民への対応

1月20日に採取した試料の水質検査は、2月3日（月）に確定見込みです。確定され次第、記者会見を行うとともに、市ホームページに公表します。

■検査値が50 ng/lを超えた場合

- ① 速やかに、区域内水道加入世帯に市の対応方針を個別配布
- ② 直ちに健康被害を及ぼすものではないと考えますが、不安を感じる方のために、区域内5か所に臨時の給水所を設置
- ③ 井戸ごとの検査結果を基に、更にきめ細かな追加の対策を検討・実施
- ④ 継続した監視体制

■検査値が50 ng未満の場合

上記のうち、②以外を実施

この他、専門的知見からの健康への影響把握に向け、自治医科大学の協力を得る。

9.問い合わせ先

内 容	課 名	電話番号
水道水に関すること	企業経営課	0285-32-8911
健康相談に関すること	健康増進課	0285-32-8905
個人用井戸に関すること	環境課	0285-32-8898